

（松本主席代表の梁博士あて書簡訳文）

拜啓 陳者

私は次の事を本日の新聞で読み非常に驚いた次第です。
それは貴下が日本は在韓日本財産に関して法外な要求を行い、
特に、今次事変によつて損害を受け又は破壊された日本財産に対
する補償を要求しているという声明を記者団に与えたということ
です。

それは私が既に今度の日韓会談において請求権問題に関する日
本側の法律的理解と実際の意図とは貴下の言葉と正反対であるこ
とを明言してある通りであるにもかかわらず貴下はこれを敢て無
視して今度のような声明を新聞記者に与えたのです。

更に私が驚いたことは、日韓会談の本会議において貴下が読み
上げた意見書の写しを日本側に何等相談することなく新聞記者に
渡されたことが判明したことです。

申すまでもなく日韓会談の議事は極秘に附されており会談に関
する新聞発表は日韓双方の同意がなければ行われないうちに初め
から双方で申合せてあつたことです。

私はもう一つ三月二十五日付のニッポン・タイムスに出たA.P.のO.H.P.キングが執筆した記事のことに言及せざるを得ません。その記事は日本は在韓米占領軍がヘーグ陸戦法規に違反している」と主張しているかのような誤った印象を讀者に与えようとの意図の下に書かれています。それを讀んだとき私は、その記事が日韓会談の一分科会である請求権委員会の公式会議において発表した日本側の意見書の中の相当部分をそのまま引用し、暴露するため書かれていることを発見したのであります。その記事の中には貴下の名前が引用されているのですが、それでも私はその記者を信用しませんでした。それは貴下がこんな背信行為に出るはずがないと思つていたからです。従つてその際、日本側は、その記事について何も措置をとることをしませんでした。即ち私もまたこれに對抗してプレス・キャンペーンをやつてゐると解釈されるのを潔しとしなかつたからです。

私は今日は憂鬱ですが、その理由は、この日韓会談の前途を悲観しているからではありません。日本側の代表達がこの会談を円満に進めるために会談の議題に關係を有する諸方面の了解を得る

ためにこれまでどれだけ尽してきたかを此處で振り返つて見たい
のです。この努力が新聞記者に対する貴下の常軌を逸した発表に
よつて無意味となるばかりか強硬論を説得して、これまでと同じ
程度の成果を収めるために私の努力を更に倍加せねばならぬこと
が予見される訳であつてこれが私の憂鬱の種なのです。

諸報道によれば、貴下は、日本が在韓日本財産に対する請求権
を放棄すべきことを要請しておられますが、サン・フランシスコ
平和条約の第四条の規定に従つてこれらの請求権及び財産は、日
本と貴国との間に話合を行い、その結果結ばれるはずの特別取極
の対象になつています。それ故日韓双方ともこれらの請求権を撤
回する必要はなく、予て日本側代表が公式及び非公式会議におい
て繰返し述べて来たように、むしろ両者は、今度の会談で最終的
解決をつけるための交渉の題目とすべきであります。そして、そ
うすることはやろうと思ひさえすればできるはずなのです。私は
此の際は法律上の諸問題を論議することを暫らく棚上げして、請
求権又は財産問題の具体的細目を採り上げるようにとの實際的な
提議をしているにもかかわらず、貴方はこれに応じないのですが、

私には何故に貴方が討議を拒否し続けるのか理解できません。議
事要録を注意深く且つ客観的に読むと、外交上の習慣や国際慣行
に全く反して極秘文書を新聞紙上に度々発表された点は暫らく聞
わたいでも、今次日韓会談の行詰りの全責任が、結局は貴方の前
述のような態度に帰せられるべきであると結論せざるを得ません。
私は今度の会議の成功裡に終結するという我々の共通の任務を
思いおこして戴くため、この機会に私が敢て申し述べざるを得な
かつた前記の趣旨を貴下が十分に再考せられんことを切望します。

敬 具

一九五二年四月九日

松 本 俊 一

日韓会談韓国側主席代表
梁 祐 燦 博 士 殿